

第 28 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 4 年 9 月 26 日											
開 催 場 所	行 田 市 役 所 203 会 議 室											
開 議 時 刻	9 時 00 分											
閉 議 時 刻	9 時 25 分											
会 長	大関守宏		会長代理		島田勇・藤間光治							
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要					
	1	國 島 健 一	出	○ 席	欠	席	9	町 田 実	出	席	欠	○ 席
	2	島 田 勇	出	○ 席	欠	席	10	藤 間 光 治	出	○ 席	欠	席
	3	大 関 守 宏	出	○ 席	欠	席	11	中 村 賢 一	出	○ 席	欠	席
	4	伊 東 普 丈	出	○ 席	欠	席	12	新 井 健 一	出	○ 席	欠	席
	5	寺 田 浩 市	出	○ 席	欠	席	13	太 田 浩	出	○ 席	欠	席
	6	長 谷 部 明	出	○ 席	欠	席						
	7	石 井 幸 壽	出	○ 席	欠	席						
8	宮 崎 薫	出	○ 席	欠	席							

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②			⑫	門倉浩一	出席欠〇席
	③	福嶋正一	出〇席欠席	⑬		
	④			⑭		
	⑤			⑮		
	⑥	野中實	出〇席欠席	⑯		
	⑦			⑰	小河原達矢	出〇席欠席
	⑧			⑱	伊藤政一	出〇席欠席
	⑨	蓮豊	出〇席欠席	⑲	山口裕久	出〇席欠席
	⑩			⑳		
関係者				書記	局長	前島伸行
					次長	広田敦史
					主任	赤城太郎

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、宮崎委員、藤間委員のご両名にお願いいたします。それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、3件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、千葉県印西市白幡〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字稻荷通〇〇〇〇番〇、地目：畑、452㎡ 外4筆、計3,403㎡について、経営の安定を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。なお、譲受人の住所は千葉県印西市となっておりますが、申請地近くの鴻巣市内に拠点を設けて営農しておりますことから距離的な問題はないと思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。ページ中程より下の斜線の箇所、埼玉中学校の東に位置する埼玉地内のご覧の農地でございます。</p> <p>次に進行番号2でございますが、小見〇〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇さんが、若小玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する若小玉字六本木〇〇〇〇番〇、地目：田、1,110㎡ 外1筆、計2,073㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページをご覧ください。星川の南に位置する若小玉地内の農振農用地でございます。</p> <p>次に進行番号3でございますが、北本市緑〇丁目〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが、堤根〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが所有する堤根字代官田通〇〇〇番〇、地目：畑、532㎡ 外2筆、計1,112㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。なお、〇〇さんは、新規就農者であり、今年4月に当委員会でご審議いただき、50アールの農地を取得して準備を進めておりますが、今回はその隣接地になります。また、住所地は北本市であります。機械置場などの拠点につきましては既に隣接地を確保しております。</p>
--	---	---

<p>『議案第 2 号』 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長</p>	<p>場所につきましては、位置図の 3 ページをご覧ください。武蔵水路の西に位置する堤根地内のご覧の農地でございます。</p> <p>以上、議案第 1 号について、事務局で農地法第 3 条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第 1 号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>藤間委員 事務局次長</p>	<p>進行番号 1 ですが、主に何を作っているのですか。</p> <p>主に花の栽培と聞いております。近くに株式会社〇〇〇〇という会社があるのですが、そちらとグループ内の会社のようにです。</p>
	<p>中村委員 事務局次長</p>	<p>進行番号 3 ですが、位置図を見ると建物があるように見えますが、農地内に建物が建っているのですか。</p> <p>位置図では複数棟の建物が建っているように見えますが、現在は宅地内の道路際の 1 棟のみが建っているだけで他の建物はございません。残っている建物は機械置場として既に申請者が借りており、こちらを拠点としております。</p>
	<p>議長</p>	<p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p>
	<p>議長</p>	<p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	<p>議長</p>	<p>挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。</p> <p>次に『議案第 2 号』農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p>
	<p>事務局次長</p>	<p>議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 2 号は 1 件となっております。</p> <p>進行番号 1 でございますが、須加〇〇〇〇番地 〇〇〇 〇〇さんが、自己所有の須加字番塚〇〇〇〇番〇、地目：畑、5 4 4 m²について、農業用倉庫 1 棟、5 4 . 2 3 m²を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。</p> <p>申請人は、現在、農業を営んでおりますが、農業用倉庫の建て替えを計画したところ、農地法の手続きを</p>

<p>『議案第 3 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>新井委員 議長 議長 議長 事務局次長</p>	<p>していないことが判明いたしました。申請地は、昭和 4 5 年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。</p> <p>場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。特別養護老人ホーム緑風苑の北に位置する須加地内の集落内農地でございます。なお、白抜きになっている部分の地目は宅地であり、申請地と合計すると面積は 2, 3 0 0. 0 9 m²になる予定でございます。</p> <p>以上で議案第 2 号の説明を終わりますが、去る 9 月 2 0 日、現地調査をしていただいておりますので、新井委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る 9 月 2 0 日、私と太田委員並びに事務局職員 2 名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第 2 号についての説明及び新井委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p> <p>ご意見、ご質問がないようですので議案第 2 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第 2 号は承認することといたします。</p> <p>次に、『議案第 3 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 3 号は、7 件となっております。</p> <p>進行番号 1 と 2 は、関連がございまして、熊谷市平戸〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さんが所有する土地を昭和 4 5 年の線引き以前から住宅敷地として利用しておりましたが、今回、所有権移転をするための申請でありまして、どちらの案件も建築行為はございません。</p> <p>進行番号 1 は、南河原〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、南河原字町〇〇〇〇番〇、地目：畑、2 6 7 m²について、また、進行番号 2 は南河原〇〇〇〇番地〇 〇〇〇 〇〇さんが、南河原字町〇〇〇〇番〇、地目：</p>
---	--	--

畑、230㎡について、それぞれ贈与により住宅敷地にしたいとして申請があったものでございます。

なお、両名とも住所地は同じではありませんが、それぞれ別の住宅に住んでおり、お隣さん同士となります。

申請人は、これまで、申請地を借地して住居を構え生活しておりましたが、所有者より贈与による所有権移転の話があったため、合意し、手続きを進めようとしたところ、申請地が農地法の手続きをしていないことが判明いたしました。申請地は、昭和45年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の5ページをご覧ください。右側の斜線の箇所が進行番号1、左側が進行番号2で観福寺の北に位置する南河原地内の集落内農地でございます。

次のページをお願いします。

次に進行番号3でございますが、宮本〇〇番一〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字稻荷通〇〇〇〇番〇、地目：畑、306㎡について、売買により住宅1棟、73.22㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の借家で家族と共に生活しておりますが、部屋数が少なく、何かと手狭であることから住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。埼玉中学校の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号4でございますが、熊谷市西野〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが、渡柳〇〇〇番地〇 〇〇 〇さんが所有する渡柳字原〇〇〇番〇、地目：畑、371㎡について、売買により住宅1棟、72.87㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、熊谷市内の借家で妻と二人で生活しておりますが、老後を庭のある家で家庭菜園や趣味をして過ごしたいと考え、実家のある行田市内で住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の7ページをご覧ください。さきたま霊園の南東に位置する渡柳地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号5でございますが、藤原町〇丁目〇番地〇 〇〇 〇〇さんが、本庄市〇〇〇〇番地〇一〇〇〇号 〇〇 〇〇さんが所有する埼玉字片原通〇〇〇〇番〇、地目：畑、300㎡について、売買により住宅

1棟、96.05㎡を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、現在、市内の実家で両親と生活しておりますが、将来を考えて住宅の建築を計画したところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。ページ中程の小さい斜線の箇所で埼玉中学校の東に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。

次に進行番号6でございますが、和田○○○番地○○ 株式会社○○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○ ○さんが、和田○○○番地 ○○ ○○さんが所有する和田字南屋敷○○○番○、地目：田、1, 133㎡ 外1筆、計1, 669㎡について、売買により資材置場にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、申請地から800m程離れた場所で建設業を営んでおりますが、現在、工事用の資材は直接現場に搬入してもらっており、業務車両や通勤車両は自宅と会社に分散して駐車するなど非常に効率が悪い状況となっております。また、事業も順調であり資材も増えていることから1ヶ所で管理できる場所を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に接する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の8ページをご覧ください。県道熊谷羽生線の南に位置する和田地内の集落に接する農地でございます。

次に進行番号7でございますが、大阪府中央区道修町○丁目○番○号 株式会社○○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○さんが、埼玉○○○○番地○ ○○○ ○○さんが所有する埼玉字片原通○○○○番、地目：畑、1, 272㎡について、売買により太陽光発電施設敷地にしたいとして申請があったものでございます。

申請人は、大阪府に本社を置き、太陽光発電事業を全国的に展開しておりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたことから、申請に至ったものでございます。事業計画では、太陽光パネルを計168枚設置し、その他発電設備等を整備するものでございます。発電容量は低圧の49.5kw、年間発電量が10万1, 830kwh で、設備の周囲を高さ1.2mのフェンスで囲い、感電事故などの被害防止対策を講じるものでございます。事業計画を精査したところ、実現可能性があり、また、申請地は集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。

場所につきましては、位置図の9ページをご覧ください。県道騎西鴻巣線の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます

以上で議案第3号の説明を終わりますが、去る9月20日、現地調査をしていただいておりますので、太

報告事項	太田委員	<p>田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る9月20日、私と新井委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局から議案第3号についての説明及び太田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので議案第3号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
	議長	<p>挙手全員と認めます。よって議案第3号は承認することといたします。</p> <p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	主任	<p>議案書2ページをお願いいたします。</p> <p>(1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。</p> <p>市街化区域内における転用行為は届出の手続きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、1件の届出があり、転用目的は、自己用住宅でございます。</p> <p>添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。続いて、</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。</p> <p>本件は、5件の届出があり、転用目的は、自己用住宅、駐車場敷地、住宅の敷地拡張でございます。</p> <p>添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>続いて、議案書3ページをご覧ください。</p> <p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、6件の届出があり、利用権等により農地の貸し借りを解約した場合に農業委員会に対し、通知するものでございます。</p> <p>合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p>

	議長	<p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
6 その他	事務局長 主任	<p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地パトロールの終了報告について ・「令和5年度 農地利用最適化の推進施策に関する意見書」の県知事への提出について（情報提供）
7 閉会	事務局長	<p>以上をもちまして、第28回農業委員会を終了いたします。ありがとうございました。</p> <p>(9:25)</p>

と
認
め
た
事
項
そ
の
他
特
に
重
要

この議事録に記載してある顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

議 長

.....

署 名 委 員

.....

署 名 委 員

.....